

「小規模事業場、被扶養者における健診受診率の向上対策」について

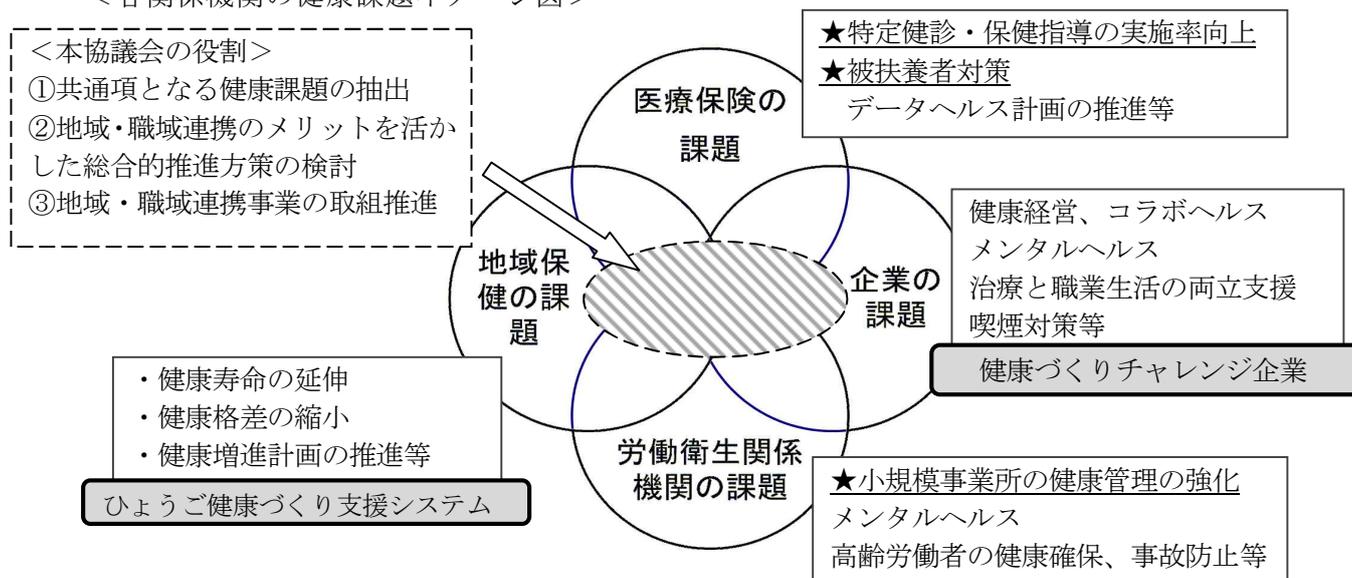
検討のポイント

【本協議会の目的】

地域と職域における保健事業においては、根拠法令が「健康増進法」、「労働安全衛生法」、「健康保険法」で各々、目的、対象、実施主体、事業内容がそれぞれ異なります。

本協議会では、下記の4つの機関の共通項となる健康課題を抽出し、共通の健康課題に対する地域・職域連携のメリットを活かした総合的推進方策を検討し、地域・職域間で連携した取組を進めることを目的としています。

＜各関係機関の健康課題イメージ図＞



【前回の協議会でのご意見】

- ・ 特定健診受診率、特定保健指導実施率ともに被扶養者で低い状況が続いている。地理情報システムを活用した受診勧奨や未受診者へのハガキの送付、事業主とのコラボヘルスなどを検討し、実施率の向上を目指している。
- ・ 中小企業の中でも小規模事業者（従業員数5人以下）が圧倒多数を占めており、中でも1人だけの事業場が約半数あり、健診にすらいけない現状がある。

【ご意見をいただきたいポイント】

各関係団体より、上記の本協議会の目的も踏まえた上で、下記の視点より、具体的な事業やすぐに取り組める事業についてご意見を賜りたいと思います。

「被扶養者、小規模事業者における健診受診率の向上対策について」

- ・ 市区町がん検診と特定健診との共同実施
- ・ 地域保健・職域保健の一体的な受診勧奨
- ・ 事業主や健康管理担当者等に対する普及啓発（事業場訪問、会議での情報提供など）
- ・ 事業所が保健サービスを利用しやすい環境の整備（自治体の健康に関する窓口の照会等）

【今後のスケジュール（案）】

- 令和元年度 協議会での事業の立案
- 令和2年度 事業の実施
- 令和3年度 事業の評価、評価に基づく事業の改善